

## 短期留学制度の新局面

多様化する留学生のニーズに応えるために

### 一 短期留学制度の開発が大学にもたらすもの

わが国が一九八三年以来積極的に推進してきた「留学生受け入れ一〇万人計画」も、その目標達成期限である西暦二〇〇〇年まで残すところ五年、すなわち計画期間の半ば以上を既に経過している。この計画のもとで受け入れ数の拡大がはかられてきた留学生とは、最近までは、日本の大学ないし大学院において学位を取得することを旨とする「正規生」(degree student)が中心であった。日本の大学から学位を取得するには、理工系の大学院等一部の例外を除いて、日本人学生とほぼ同様に日本語で授業を受け、単位を獲得する必要がある。その結果、こうした正規生の圧倒的多数は、中国や韓国等の「漢字文

### 花見楨子

化圏」出身者が占めることとなった。ここに、先進国の名にふさわしく、留学生の送り出しと受け入れの間にバランスをとろうとした当初の計画は、総数としては成果をあげつつあるものの、地域的にみれば一向に是正されていないという現象が生じた。すなわち、アジアとの関係では受け入れ留学生数が勝りながら、対欧米では明治以来相も変わらずわが国の送り出し超過が続いているのである。

このような状況の中で、近年、オーストラリアを中心とするU M A P計画の推進、そして米国側から、日米貿易不均衡論さながらに、「両国間の留学生数の不均衡が指摘されるに及んで、にわかに「短期留学の推進」が脚光を浴びることとなってきた。正規留学生が日本の大学に

のみ所属し、しかも学位取得に要する全期間在学するの  
に比べ、短期留学生は、主として母国の大学に在学中の  
一定期間(一年間または一学期間)日本の大学に留学し  
てくるもので、したがって受け入れ先である日本の大学  
では非正規生(non-degree student)に分類される。

従来このような留学生を受け入れる場合は、ある程度学  
生数がまとまれば留学生別科や国際部を設けて正規コー  
スとは別に対応したり、またごく少数の場合は正規コー  
スに聴講生として入れて、いわば「お客」として遇する  
ことでしのいできた経緯が見られる。しかし、文部省が  
短期留学生を二十一世紀初頭には「少なくとも五〇〇〇  
人程度」受け入れることを想定しているとすれば、正規  
留学生とは異なるこのような留学生の、日本の大学教育  
における位置づけをきちんと見定めてプログラムを開発  
する必要がある。

正規留学生は、その出身国の大学に同時に所属するわ  
けではないので、留学先大学に適應できるかどうかは主  
に個人の資質や能力の問題となるし、それを補い援助す  
る仕組みが大学側にある程度あったとしても、個人の能  
力のあたう限りの適應が求められるのが普通である。そ

れに比して短期留学生は、いわば出身大学の制度を背負  
ってやってくるので、ここに彼我の大学制度間の調整が  
必要となる。(それがうまく行かないとき不利益を被る  
のは概ね留学生個人々人であって大学制度の方ではない。)  
短期留学生にとって好ましい留学先とは、まず、出身大  
学の制度に矛盾せず、学位取得に関して結果として余計  
な負担のかからない制度をもった大学ということになる  
だろう。具体的には、留学しても正規の修業年限の内に  
卒業できる、すなわち、学年や学期の開始と終了時期及  
び単位の取得に関して出身大学となるべく同じ条件を備  
えており、留学の成果が出身大学での成果にそっくり置  
き換えられ得ることである。受け入れ大学にとってこう  
した問題を手っとり早く回避する方法が、先に述べた留  
学生専用の別科なり国際部の新設ということになるのだ  
が、しかし留学生を日本人学生から切り離す方法は、留  
学生の側からみても決して評判が良くはない。先の大阪  
における第四回UMAP会議においても、日本語による  
教育が英語による教育かめぐって、海外の大学側から  
積極的に出された意見は「留学生のゲッター化を招くよ  
うな方式は好ましくない」というものだった。そもそも

他の先進諸国の大学においては、一部語学コースを除けば、留学生はその国の学生と区別されることなくコースを選択できる状態が普遍化している。そうした中で、いかに良く練られた質の高いプログラムであろうとも、短期留学生全員が限定された専用プログラムに拘束されることには早晩不満が生じるだろう。

したがって、今の時代に新たに短期留学生を受け入れるプログラムを開発するには、受け入れ大学の正規のコースを含むシステム全体がどれだけ留学生の出身大学のシステムに対応できるかを見直し調整することなくしては進まない。こうした意味で、短期留学生をどれだけ適切にまた柔軟に受け入れられる制度をもっているかどうかがこのからの日本の大学の国際化度をはかるひとつの重要な試金石になるということが言えるのではないだろうか？

## 二 一橋大学における短期学生国際交流制度

一橋大学における短期学生国際交流は、送り出しが先行する形で始まった。一九八七年、同窓会等からの寄付金に基づいて奨学金付きの派遣留学制度が創られ、学部

二年生を対象とする夏期六週間の語学研修留学と、学部三、四年生及び大学院生を対象とする一年間の留学が実施されるようになり、この制度の恩恵を蒙った学生総数はこれまでで一五〇名を越え、一橋生が足跡を残した大学はアジア、オーストラリア、南北アメリカ、ヨーロッパ、アフリカの六〇大学にも及んでいる。

これに対し、短期留学生の受け入れは八〇年代から協定の結ばれていたドイツのケルン大学を皮切りに、九〇年代になると次々と新しい協定が結ばれ、現在では毎年二名程度の交換留学を行う仕組みの協定校が一〇校に増加した。(表1参照)さらにこの協定校を地域のバランスを考慮しながら二十一世紀に向けて二〇校程度に増やす提言が学生国際交流委員会によってなされている。毎年四〇名の短期留学生を受け入れようとの計画である。

これらは、文部省の認める授業料不徴収に基づく交換交流協定校であるが、その他に一橋が学生交流に関する準協定校とみなす大学が相当数ある。それらは、学生交流に関する細目は取り交わしていないものの、学生交流の可能性をも念む大学間学術交流協定を締結している大学や、協定はなくてもこれまでに一橋生を短期留学生とし

表1 学生国際交流協定校一覧

機 関 名	国 名	協定締結年月日(注)
ケルン大学	ドイツ	1987. 11. 30
オーストラリア国立大学	オーストラリア	1992. 2. 1
HEC 経営大学院	フランス	1993. 3. 19
エラスムス大学	オランダ	1994. 2. 16
香港大学	香 港	1994. 2. 24
バーミンガム大学	イギリス	1994. 3. 7
メルボルン大学	オーストラリア	1994. 3. 16
マギル大学	カナダ	1994. 5. 6
ペンシルヴェニア大学	アメリカ合衆国	1994. 9. 30
クィーンズランド大学	オーストラリア	1995. 7. 27

(注) 一橋大学と相手校当事者の署名月日が異なる場合は、遅い方の日付をもって協定締結年月日とした。

て受け入れてもらった大学を指す。したがってこれらの大学とは定期的に学生を交換する体制にはなっていないが、折々受け入れ依頼があれば、積極的に対応する相手である。加えて、過去に本学の学生を受け入れてもらったことのない大学からであっても、本学の教官等を介

して受け入れ依頼があれば引き受けることも希ではない。そうしたことの積み重ねが交流実績を作り、新たな協定へと発展する可能性を含んでいるからである。そこで、一橋大学における短期留学生の受け入れ総数は一九九五年五月一日現在ですでに三〇名にのぼっている。(この数字は、国費や政府派遣の大学院研究生および学部の日本語日本文化研究生を含まない。)

これらの短期留学生の受け入れに関して、一橋大学はこれまで一定の受け入れ方針を持って臨んできた。それは、社会科学の総合大学並びにセミナーを中心とする少人数教育の伝統を持つ大学のメリットを日本人学生と同様に留学生にも享受してもらうとの基本精神に基づくものであり、具体的には、一橋大学で指導可能な社会科学の一分野を専攻する学生で、国際教育協会が実施する日本語能力試験の二級合格程度またはそれ以上の日本語力を有する者に対し、その必要に応じて日本語の補講を行いながら、日本人学生に混じってゼミに受け入れ専門科目の指導を行うというものである。

「ゼミ共同体」の一員となった留学生は、週数回、指導教官やゼミのメンバーと顔を合わせ、ゼミ合宿を含む、

ゼミのあらゆる活動に参加する機会を与えられる。また、ゼミの幹事学生を中心に、渡日直後の留学生の学内外における諸手続きや生活条件を整えるための世話を焼いたり、留学生の tutor も、普通同じゼミの日本人学生から選ばれて、ゼミの時も他のクラスでも隣に座って講義や討論の内容理解を助け、また課外の時間にゼミの課題の準備や日本語習得の補助を行うということが見られる。

このような受け入れ体制はこれまで一橋に学んだ多くの短期留学生から積極的な評価を得ている。あるオーストラリア人学部生は視察に来た本国の大学の教官に対し、同時期に他大学の留学生コースに組み込まれたかつての級友の状況に比べ、日本人学生と接する機会がはるかに多い自分がいかに好運であったかを興奮気味にまくしたてた。(勿論、中にはこのゼミ体制にうまく適応できない留学生もいる。あるフランス人学生は、フランス人は個人主義なので常にゼミ集団と行動を共にすることには耐えられない、とこぼした。)

何はともあれ、一橋大学はこれまで他の国立大学に先駆けて、ゼミナール教育を基幹にした短期留学生受け入れ体制を独自に開拓し、発展させてきた。一九九三年七

月、学長の諮問に対し答申した学生国際交流委員会の「一橋大学における外国人留学生受け入れの現状と提言」によってこの基本方針は事実上全学的に公認されたと言えるだろう。ただし、留学生交流は学内の条件や方針一本で動いていくものではない。国際社会の状況変化によって、また交流協定校の条件によって修正や新たな対応を作り出していく必要を看過するわけにはいかない。そこで次に、そうした外的要件との関係において今後の一橋大学の短期留学制度の方向性を探ってみよう。

### 三 短期留学制度とアメリカ人留学生

現在一〇校、西暦二〇〇〇年頃には二〇校体制にしようとの交流協定校については、地域のバランスをとるということがこれまで度々言われてきた。しかしながら、現在の一〇校についてはヨーロッパ地域四校、オーストラリア地域三校、北米地域二校、そしてアジアがわずか一校という状態である。この「地域のバランスをとる」ということに関して、世界の各地域に同数程度の協定校をもつようにするのか、アジアをより重視するのか、あるいは一橋大学生の留学先として最も人気の高いアメリ

カ合衆国の大学をもっと増やしたいのかといった基本的な方向性についての学内合意はまだ形成されていないし、学生国際交流委員会の役割も曖昧なままである。

実際に学生交流協定の締結に踏み切るに当たって最も重要なのは、双方の大学がほぼ毎年同数の学生を交換留学させ得る条件が整っているかどうかである。この点で、二年ほどの間に一気に三校との協定が成立したオーストラリアは、一橋が求める短期留学生の条件を見事にクリアしている。国として白豪主義からアジアの一員への方向転換をはかり、ヨーロッパのエラスムス計画にならってUMAP計画を推進するオーストラリアでは、既に中等教育のレベルから日本語教育が浸透してきている。したがって一橋の協定校においても優秀な日本語力をもつ留学候補生が常時存在するようである。オーストラリア三校からの現留学生はいずれも短期留学生全体の中では日本語力においてトップクラスに入っているとさえ言うのである。また、カナダのマギル大学も、今後、年間交流学生数を二名以上に増やしていくとしても十分対応できるだろうとの見解を表明している。

それに比べてこの間様々な問題が噴出ししているのがア

メリカ合衆国の大学との交換留学である。アメリカの大学で学生交流協定が正式に結ばれているのはペンシルヴェニア大学一校しかない。カリフォルニア大学バークレイ校(UCB)との間には学生交流協定はないものの、学術交流協定に則った交流実績がある。ただし、大学間の派遣学生数のバランスがとれていない。アメリカの大学の中でも超一流との評価が日本でも定着している感のあるバークレイのことであるから、一橋の側からは毎年留学希望者に事欠かない。バークレイから来るのは日系や中国系アメリカ人が主流でそれも毎年とは限らない。一橋側の送り出し超過である。ペンシルヴェニア大学の場合も昨年協定を結び交換留学が始動したものの、先方からは一貫して、一橋の基準に見合う日本語力を備えた学生を毎年送り出せる自信はないとの懸念が表明されている。このような経過を背景として、両大学からは最近相次いで次年度は定数を越える三名ないし四名を一挙に受け入れるようにとの要請が来た。これまでの不均衡交流を少しでも是正するために、あるいはその次の年度にはこのような資格者がいる保証がないからとの理由である。ちなみにこの七名は全員日本国籍保持者(内一名

は日米の二重国籍)で長期の米国居住者であった。

両大学が一橋への交換留学生確保に苦勞するのは、日本語教育プログラムが完備していないからではない。それどころか、両大学とも上級レベルまでコースを備え、語学と社会科学分野の専攻科目とを合わせて履修する仕組みも定着している。問題は、これまで一橋大学の知名度が主に経営学・商学分野で形成され、両大学においてもそれぞれのビジネス・スクールが積極的に対応し留学生を送ろうとして果たせないでいるところにある。ビジネス・スクールの場合、学部、大学院修士課程共に、履修単位数が多く、コアとなるプログラムがしっかりと組まれているので、それと合わせて語学を中級以上まで修得するのは学生にとって相当の負担になる。その負担を負担と思わずにこなす学生にはそれだけの動機が必要であるが、これまでアメリカの学生、それもビジネス専攻の学生には外国語を修得してまで海外の大学に留学しようとの志向は強くなかった、と今春本学を訪れたペンシルヴェニア大学ビジネス・スクール (Wharton School) の学部プログラム・ディレクター、ジョセフ・スン教授は語っていた。しかし、近年アメリカの経営学の中にも

異文化の視点を取れ入れようとする傾向が育っており、経営者の卵たちにも若いうちに異文化体験を積むことの利点を強調する傾向にある。このような状況についてはスン教授に限らず、両ビジネス・スクール関係者の談話に度々出てきている。

にもかかわらず両ビジネス・スクールが一橋への留学生送り出しを順調に行い得ない要因の一つに単位互換制度の不十分さがあげられる。先に、短期留学制度の理想的条件として、留学の成果が出身大学での卒業要件に生かされることによって正規の修業年限を越えずに学位を取得できるということを指摘したが、一橋への、また一橋からの短期留学生の場合この条件はまだ整っていない。短期留学生たちは概ね一年間卒業を遅らせる覚悟で留学するのが普通である。そこで両ビジネス・スクールからは、一年間は無理だから一学期間だけの留学を可能にしてほしいとの要請が来ることになる。

一橋大学がこれまで受け入れようとしてきた留学生は、それがたとえ一年間だけの短期留学生であっても、社会科学と日本語という一つの要素に対して既に一定の commitment を確立している学生である。それに対し

てアメリカのビジネス専攻生の間に留学志向を育もうとするジョセフ・スン教授は、「彼らがともかく教育の場での異文化を体験してみることが先決である。その体験を通して外国語や異文化を学ぶことの価値を見だし、自身の適応性を確かめた上で、さらに本格的な *commitment* へと進むという道が過渡期のアメリカ人学生には必要である。」と言った主旨のことを述べている。

留学生受け入れ先進国アメリカが交流協定締結に対し慎重になるのは現状では無理もないことであろう。そんなことをわざわざしなくとも、特に一流と目される大学ではいくらでも留学生が来るし、送り出し体制が整わなければ一方的に受け入れの負担が増えるだけだからである。言い換えれば、アメリカという国は留学生送り出しについては、その受け入れの先進性に似合わず、未だ「後進国」であるということなのだろうか。

アメリカのビジネス専攻生のもとんどがスン教授の言うように「過渡期の手当」を必要とする状態だとしたら、一橋としてはそうした「手当」を提供するか、あるいは他に基準を満たす学生を探すしかない。両大学の日本語科に直接働きかけ、少なくとも中級日本語まで修了して

いる社会科学専攻生を対象に、経営学や商学の分野に限定されない一橋の社会科学教育の内容と質に関する強力な情報提供活動を行う。「円高日本」の暮らしにくさに対処する奨学金の存在も合わせて衆知させる。このような努力を一橋側がこれまで十分に行ってきたとは言いがたいため、やってみる価値はあるだろう。しかしこれが根本的な問題解決につながるかどうか、また、両大学からの度重なる要請に因應することなく一橋大学の受け入れ原則を貫くことが大学間交流の長期的展望に立って得策かどうかとも考えなければならぬ。

#### 四 短期留学推進の諸相

現在日米間では、長年にわたる留学交流の不均衡を是正するという目標に向けての具体的な取り組みがにわかには活気づいている。国際教育協会の短期留学推進奨学金制度のアジア太平洋地域への拡大、そしていくつかの国立大学における短期留学生受け入れプログラムの開発が注目される。東大教養学部、筑波大、九州大においてまず発足する運びとなっているプログラムはいずれも英語による教育科目と日本語教育を提供する点で共通してい

る。日本語の全くできない者、あるいは日本語既習一五〇時間程度の初級者を一定数まとめて受け入れ語学以外はすべて英語で教育するという事は、現在の一橋大学の短期留学生受け入れ方針には合わないように見えるが、ここで改めてその意義を検討してみたい。

英語による科目は前述の「提言」の中でも、各学部が少なくとも一科目ずつ出す方向で検討することが提案されているものであり、経済学部が既に一科目出している。ふたをあげてみると履修者は留学生に限らず、日本人学生も相当数いるとのことである。近い将来に英語圏へ留学を志しているからか、帰国子女が語学力を保つためなのか、あるいは一般的に英語の力を少しでも高めることに関心を抱いてなのか、日本人学生の間には結構需要があるらしい。

英語による教育の難点のひとつは、先にも述べたとおり、日本語のできない留学生の囲い込み、ゲッター化の可能性にあったが、同じクラスを日本人学生にも開放することによって問題は解決できるのである。さらに一橋大学では、英語圏出身ではない正規留学生の英語力の不足がしばしば問題視されて、そうした留学生のための英

語クラスの設置が考慮されたりもしたが、英語による専門基礎科目が出そろえば、彼らをそこに吸収することも十分に考えられる。予想以上に多国籍、多様性に富んだクラス構成となり、ゼミとはまた別に交流の場が拡大するかも知れない。

東大教養学部の AIKOM Program も筑波の Junior Year at Tsukuba Program (JTP) も、日本人学生に受講の道を開いているし、さらにこれらのプログラムに参加する留学生のうち日本語力のある者が大学の他のコースを受講することもできるようにしている。日本語力の乏しい留学生に配慮しながら、従来の「留学生別科」の問題点を克服するべく企画されたプログラムとして期待される。一橋大学に対しては、これらのプログラムが開発されるきっかけともなった日米文化教育交流会議 (CULCON) の米国側から、ビジネス専攻生のために同様のプログラムを提供することが名指しで求められている。一橋大学としてはこうした「外庄」に屈するというよりも、前章で述べたような、他の国立大学に先駆けて積極的に推進してきた交換留学制度が対米交流の面で突き当たっている壁を打開し、新局面を切り開くために、

統合的な留学生受け入れ方針の根幹を崩すことなしに、対応策を生み出していく必要があるだろう。

ところで上記二つのプログラムにおける留学生受け入れ基準の主な違いは、AIKOMが日本語力を全く問わないのに対して、JTPが一五〇時間の日本語既習、平仮名とカタカナの読み書き及び一〇〇字以上の漢字理解力を義務づけていることにある。サバイバルのための最低限の日本語も知らずに渡日する学生はそれだけ新しい環境への適応上のリスクも大きい。適応上の様々な障害を取り除く工夫、不適応の深刻化を未然に防ぎ対処するための受け皿がなければならない。また、日本語力の乏しい短期留学生に対してはまず宿舎の提供が不可欠である。一橋大学の場合、単身留学生用に五四室を備える国際交流会館があるが、現在の「留学生三〇〇名体制」の下で新入学の留学生を一年間優先的に入居させるようにしても既に満杯状態である。第二国際交流会館を建てるか、老朽化した学生寮を立て替えて日本人学生と留学生の混住寮とするとかいった懸案事項に具体的な見通しが立たない限り短期留学生をこれ以上増やすことには無理がある。

日米間の学術・教育交流を促進するための CULCON の具体的な提案のひとつには、情報提供やパートナー探しを援助するためのクリアリング・ハウスを設けることがあった。東大、筑波大、九州大が短期留学生受け入れプログラムの開発を検討し始めた頃には、日本側当事者には、プログラムの始動に際してこのクリアリング・ハウスが米国側で留学希望者を取りまとめ、送り込んでくれるといった期待があったようであるが、三大学のプログラムが具体化しつつある今日、クリアリング・ハウスなるものはまだ機能していない。したがって各大学が個別にアメリカの大学と交渉し協定を結ぶという、一橋大学が数年かけて地道に取り組んできた方式を一気呵成に用いて定員を埋める算段をしているというのが実状らしい。

このような諸般の事情や問題をも含めて短期留学の今後を検討すると、一橋大学にとって可能にして現実的な推進速度が見えてこよう。日米間の教育交流の不均衡は一面、貿易黒字の不均衡は正問題にも似た経過を辿っているように見えるが、行き交うものが物資や金ではなく意志をもつ人間であるから、外からの操作はそう簡単に

効果を発揮するものではない。そうした点をも見定めつつ、一橋大学と協定校の学生双方にとってより実り多い交換留学制度の実現に向かって着実な努力を続けていきたい。

参考資料

- 「特集 アジア太平洋地域の留学生交流を考える—UMAP会議から—」『留学交流』一九九五年二月
- 「特集 短期留学をどう推進するか」『留学交流』一九九五年五月
- 一橋大学学生国際交流委員会「一橋大学における外国人留学生受け入れの現状と提言」一九九三年七月

文部省学術国際局留学生課「わが国の留学制度の概要」一九九四年四月

"Abroad in Komaba 1995-1996" The University of Tokyo Komaba.

"Japan-United States Academic Exchanges: Trends, Opportunities and Barriers" (A report to CULCON on a Survey of Academic Exchanges—Excerpts) by the Liaison Group for International Educational Exchange (September 1, 1992)

"Junior Year at Tsukuba Program 1995-'96" University of Tsukuba, Tsukuba Science City, Japan.

(一橋大学専任講師)